

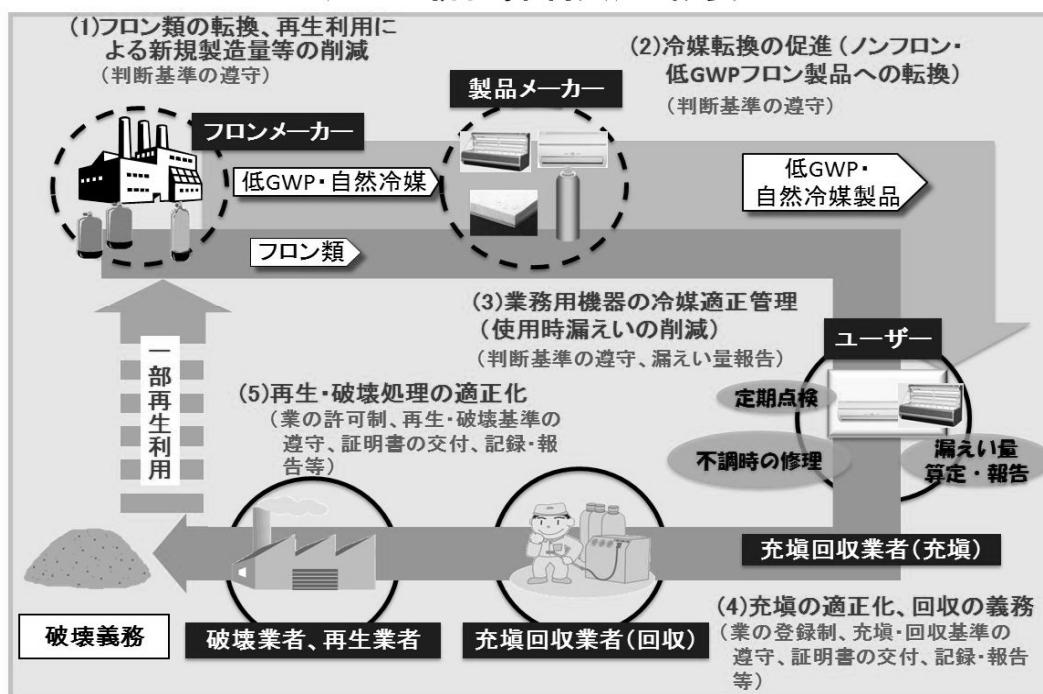
フロン類の排出抑制 について

1. 現状と課題

フロン類は、主に冷媒用途として、冷凍冷蔵機器や空調機器に用いられる。我が国では平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（略称：フロン回収・破壊法）」を制定し、排出削減に取り組んできたが、オゾン層を破壊するフロン類からHFCへの代替が進み、HFCの排出量は増加傾向にある。また、冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいや廃棄時の排出など機器の管理に当たっての大きな課題を有している。

このため、平成27年4月に施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）」により、これまでのフロンの回収、破壊にとどまらず、下図のようにフロン類の製造から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じることとしている。なお、同法は業務用の冷凍冷蔵機器（ターボ冷凍機、冷凍冷蔵ショーケース、業務用冷蔵庫、冷水機、ビールサーバー等）及び空調機器（ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン等）を対象としている。家電としての冷凍冷蔵庫及び空調については家電リサイクル法を、カーエアコンについては自動車リサイクル法を通じてフロン回収がなされている。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)の概要



第一種特定製品（業務用冷凍空調機器のうち、カーエアコン以外）からの使用時の漏えいについては、機器の管理者による機器の点検義務等の機器の適正な管理を通じて改善が期待されている。他方、機器廃棄時のフロン類回収率については、一定の向上は見られるものの10年以上にわたって3割台で低迷しており、直近でも4割弱に止まっている。このため、地球温暖化対策計画で定める2020年度50%、2030年度70%の目標達成に向か、本年6月にフロン法を改正し（2020年4月施行予定）、廃棄物・リサイクル業者に対する機器の引取制限などを新たに加え、機器廃棄時の取組を強化することとしている。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

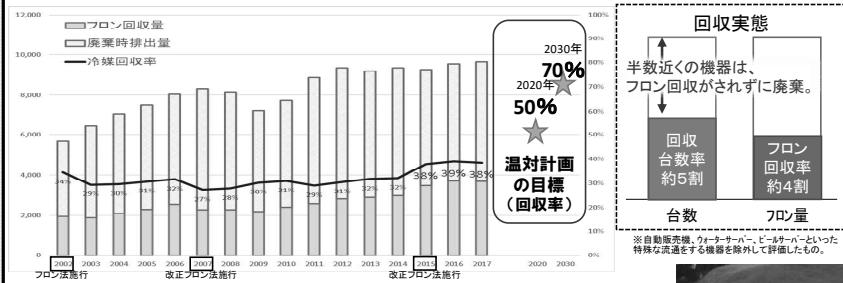
現行法の概要

（令和元年6月5日公布）

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

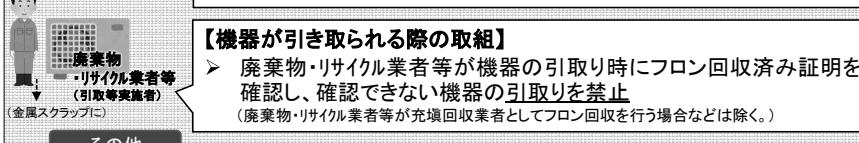
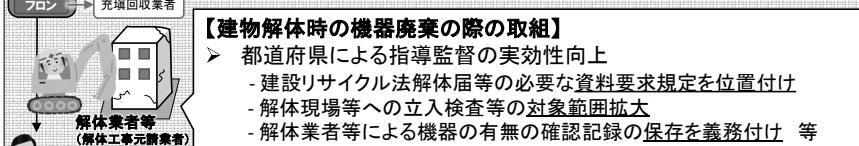
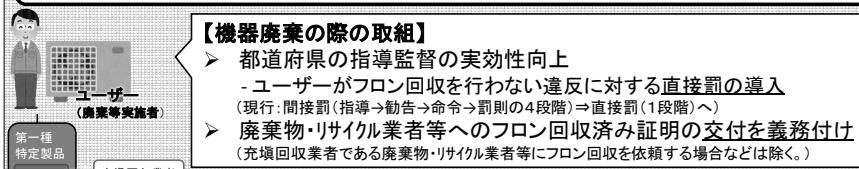
- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。
- ◆ 地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）の目標達成には、対策の強化が不可欠。



主な改正事項

（中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。）

回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。



その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

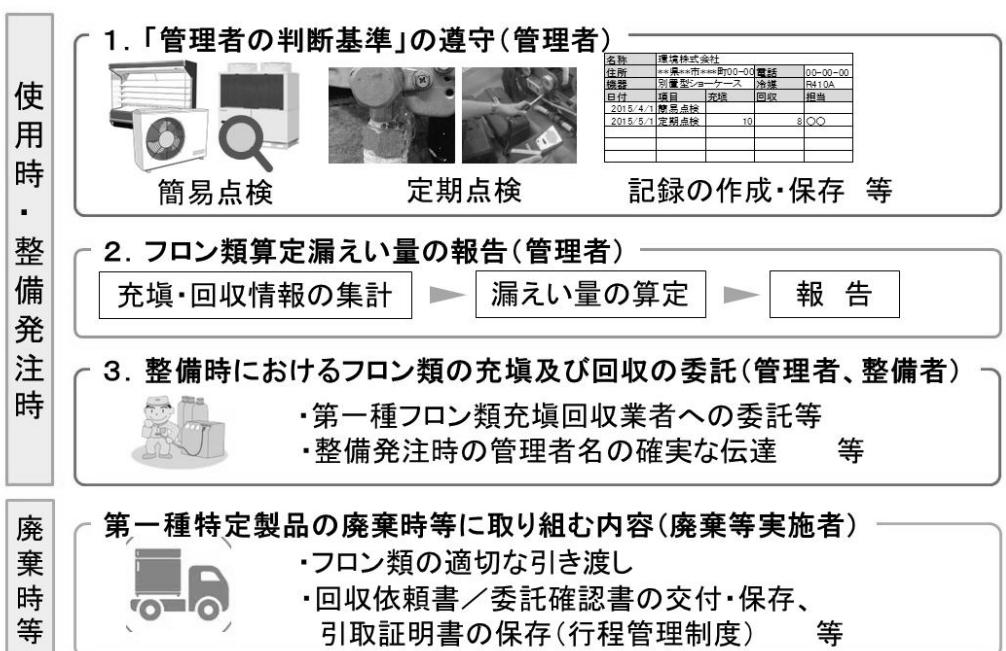
2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

2. 業務用冷凍空調機器の管理者が行うべき取組

使用時、整備発注時、廃棄時に対策が必要となるのは、第一種特定製品の「管理者」である。第一種特定製品の管理者は、下図のとおり、使用時・整備発注時に、1.～3.のような役割を負うこととなる。また、廃棄時には、充填回収業者へフロン類の回収を直接依頼するか、産廃業者などを通じて充填回収業者へのフロン類の回収依頼を委託する必要がある。

第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者の役割

○第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取り組む必要があります。

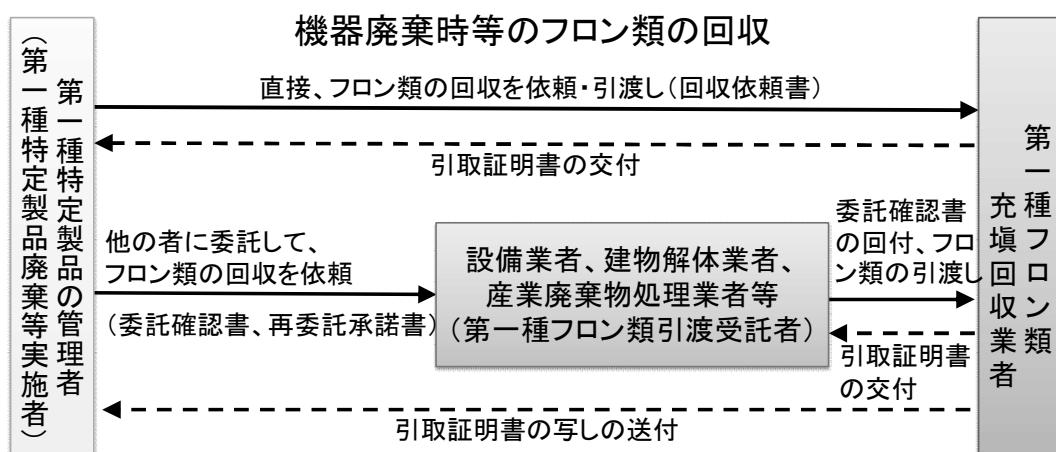


(1) 第一種特定製品の管理者とは

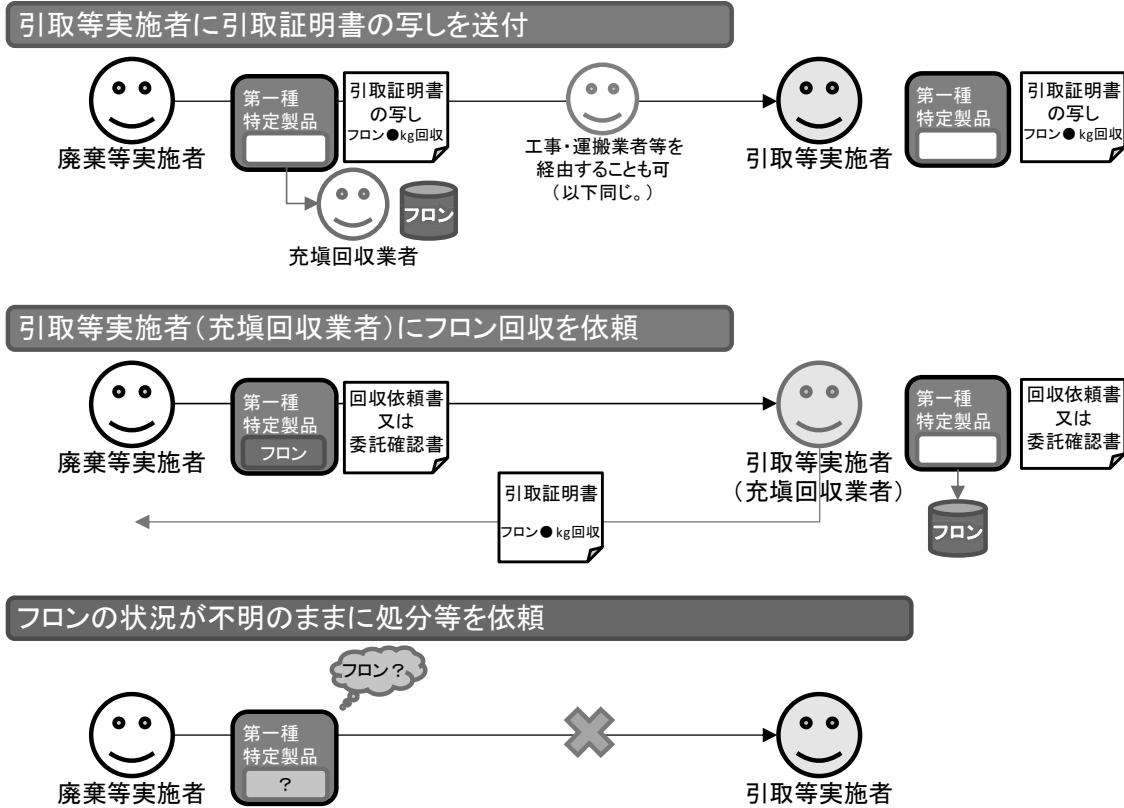
フロン排出抑制法における「管理者」とは、原則として、当該製品の所有権を有する企業・法人が該当する。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、責務を負うものが管理者となる（一方、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った側の方が管理者になるので注意が必要。）。

(2) 機器廃棄時のフロン類の引渡義務

第一種特定製品の廃棄又はリサイクル目的の譲渡を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを設備業者、建物解体業者等に委託する必要がある。また、フロン類の行程管理のため、第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡し方法に応じて、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書）の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。



また、改正法の施行後は、第一種特定製品の引取り等を行おうとする者（第一種特定製品引取等実施者）が、自らがフロン回収作業等を行う場合を除き、回収作業実施済みと確認できない機器を引き取ること等が禁止される。そのため、廃棄等実施者は、機器を引取等実施者に引き渡す際に、引取証明書の写し等を交付することが必要となる。



3. 建物解体時のフロン類の排出抑制

フロン類の回収に関しては、従前から、建築物等の解体工事の際、特定解体工事元請業者（解体工事の受注者）は事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に対して確認結果を書面で説明することとされている。

特定解体工事元請業者の確認及び説明（フロン排出抑制法第42条）

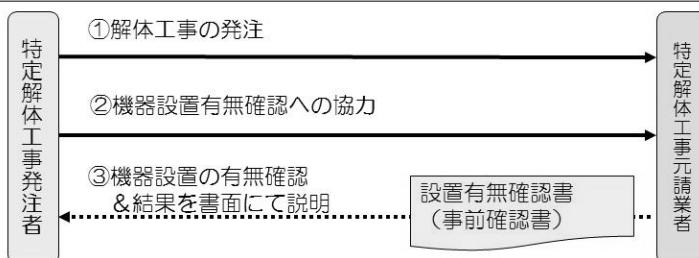
【趣旨】 日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者（ビル、飲食店オーナー等）に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者（ゼネコン、解体業者等）が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことにより、廃棄者の責任を認識させ、フロン類の引渡し（回収委託）の実施を確保。

【内容】

① 建設業者（建築物の解体を伴う建設工事を、当該工事の発注者から、直接請け負おうとする建設業者（特定解体工事元請け業者））は、（工事を請け負う前に）第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）について、

- 1) 設置の有無の確認を行うと共に、
- 2) 確認結果について、発注者に対し、書面を交付して説明しなければならない。

② 特定解体工事の発注者（第一種特定製品のユーザー・所有者など）は、設置の有無についての確認に協力しなければならない。



「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）」にも、解体工事の元請業者に事前説明義務、発注者に事前届出義務があり、フロン排出抑制法所管部局において情報の共有化を図って頂きたい。

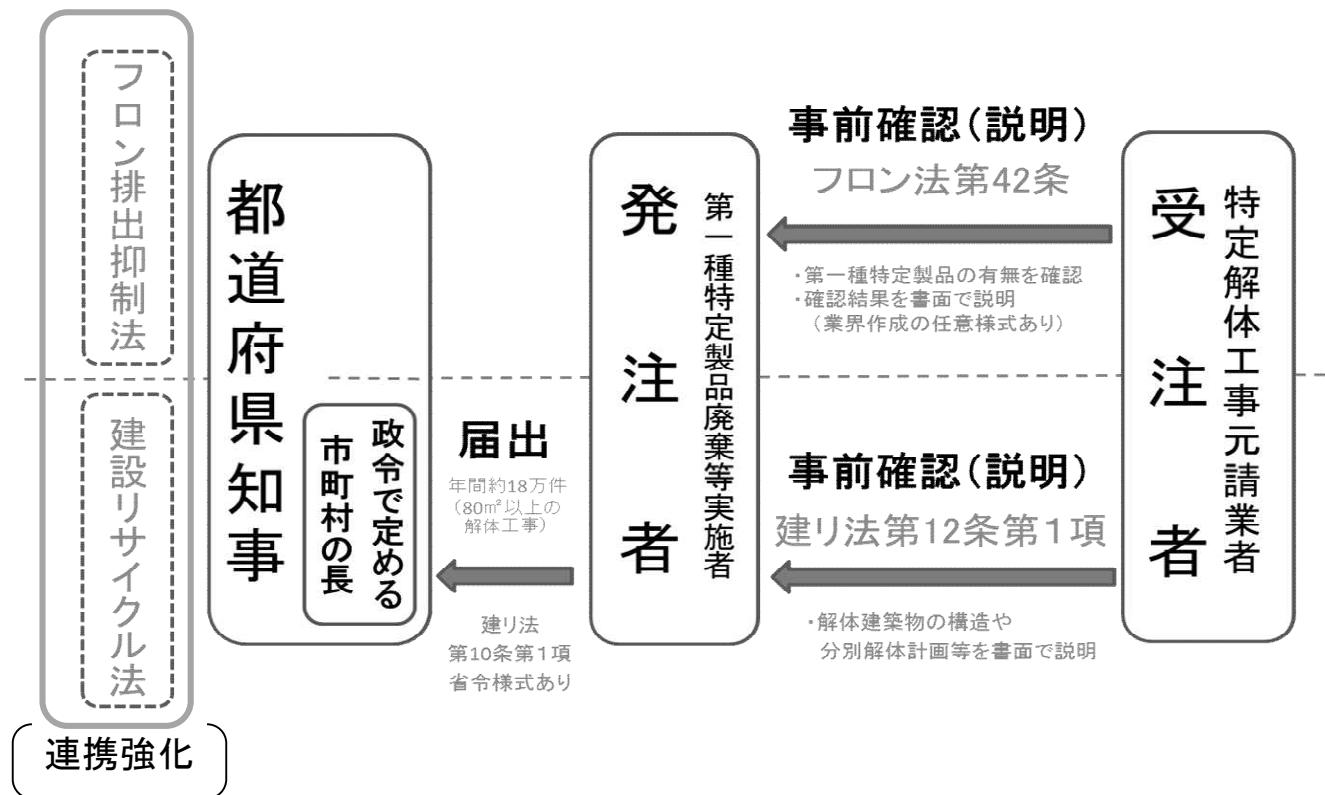
特に、事前届出には、解体工事の発注者、解体する建築物等の用途及びその構造等の情報が含まれており、次に掲げるとおり、都道府県知事がフロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の廃棄等に係る規定の遵守状況を確認し、必要な指導監督を行うために非常に有用である。

- ・届出者（発注者）：廃棄等実施者に該当する可能性があり、届出者が事業者であるか、どのような事業者であるかを確認できる。
- ・建築物等の用途：住居用途であるか、その他の業務用の用途であるかを確認できる。
- ・建築物等の構造：業務用ビル等の鉄筋・鉄骨を使用した構造であるか否かを確認できる。
- ・残存物品：残存物品として第一種特定製品が記入されている場合がある。
- ・その他：第一種特定製品の有無やフロン回収実施の有無が記入されている場合がある。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、都道府県の建設リサイクル法所管部局等では、春期と秋期の全国一斉パトロール等を実施して頂いているところであるが、その機会等を通じて、フロン排出抑制法所管部局との連携を図り、建築物等の解体現場におけるフロン排出抑制法の遵守について、引き続き協力して頂きたい。

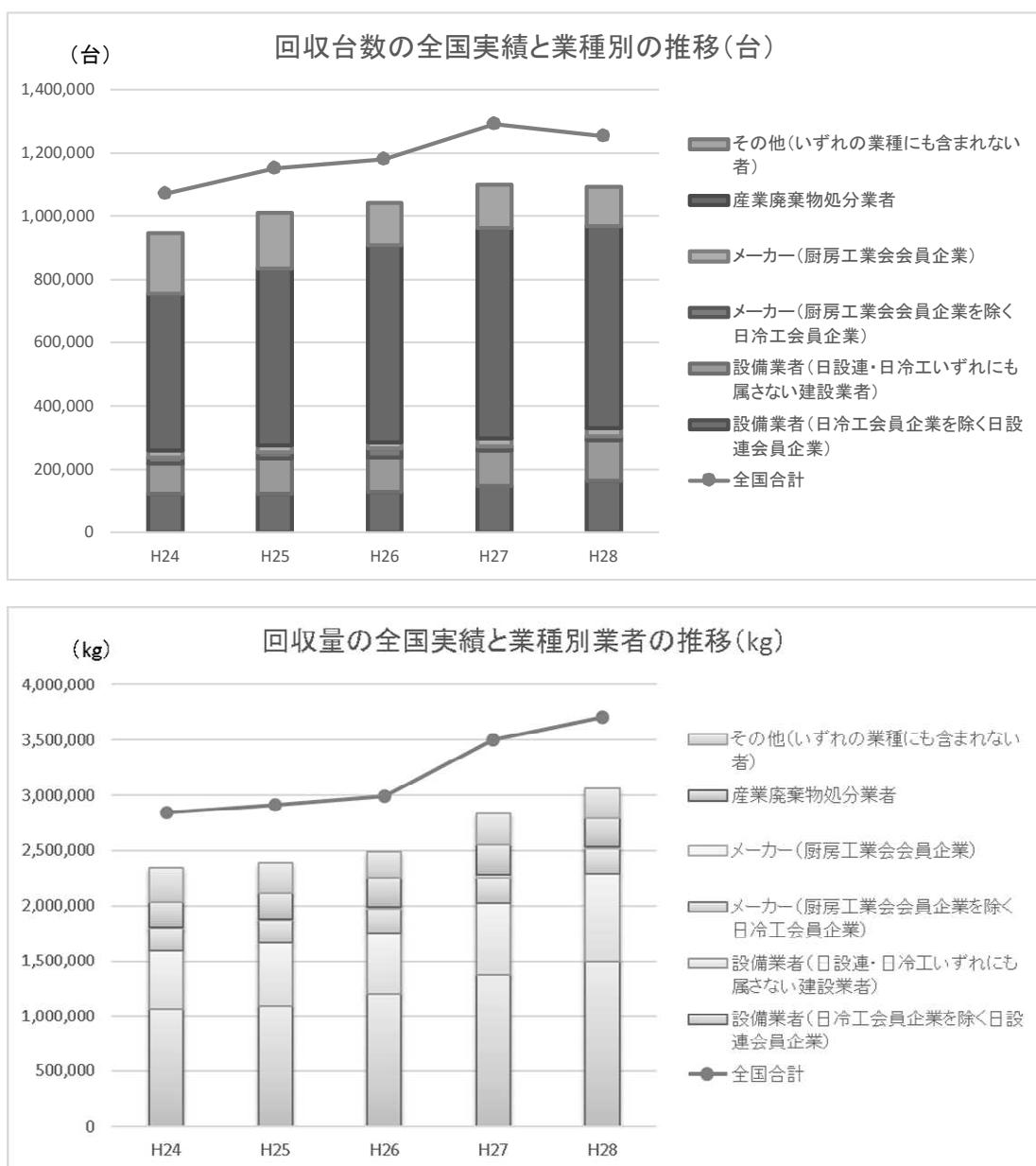
建築物の解体工事における指導・取組の強化

- 建築物等の解体工事の際に、当該建築物等に設置された第一種特定製品からのフロン類の引渡しが複数の事業者を経由して受託される場合等において、フロン類引渡しが適切になされず、不法放出のリスクが高まる懸念。
 - ↓ 引渡しの適正化が必要。
 - フロン排出抑制法においては、解体工事現場における業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出防止のため、特定解体工事元請業者が着工前に第一種特定製品の設置の有無を確認し、発注者に説明する義務規定が存在
 - ⇒ 建設リサイクル法にも解体工事の元請業者に事前説明義務／発注者に事前届出義務があることから、都道府県等の各法律の執行当局間で情報の共有化を行い、指導に活かすなど連携を図ることが必要。
 - ⇒ 環境省から各都道府県に対し、平成26年1月通知を発出。（同年8月に補足事務連絡を追送。）
- （「フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における建築物等の解体作業等情報把握の推進について」環地温発第14011163号）



4. 充填回収業者のうち、産業廃棄物処分業許可を有する事業者の特徴

第一種特定製品の登録充填回収業者は、充填回収業を主たる業として営む事業者のみならず、メーカー、設備業者、産廃処分・リサイクル業者等、様々な業種の事業者が都道府県に登録を行っている。下図は、平成 28 年度の充填回収量報告のうち、廃棄時の回収台数及び回収量が多かった事業者について、都道府県から提供を受けたデータを元に業種別に分類を行った結果である。充填回収業者のうち産廃処分業の許可を有する事業者は、全国の廃棄時回収台数の大要を占めており、回収台数の向上に大きく貢献していることが分かる。一方で、回収量としては他の業種に比してあまり多くはない。



充填回収業者のうち産廃処分業者等は、主として小型（冷媒内蔵型）の機器の廃棄時回収を行っている可能性が示唆される。これら産廃処分業を営む充填回収業者へのヒアリング等により、第一種特定製品のうち内蔵型機器を産廃処分場等で受け取り、リサイクル作業行程の一環としてフロン回収を行っているという商流等も明らかになってきている。

こうした小型機器の回収台数の増加には、小型機器製造メーカーが、機器故障時・更新時の下取り等を通じてユーザーから機器を自主的に回収し、その後自ら又は廃棄物処分業者等に委託してフロンを回収していることも寄与していると考えられる。加えて、産業廃棄物処分業者等においては、自らがフロン回収を行わないものも含めて、多くの業務用冷凍空調機器を取り扱う事業者でもあり、廃棄時のフロン類の回収を進めるに当たって、非常に重要なプレイヤーの一人であると考えられる。

改正法の施行後には、さらにその重要性が増すとともに、第一種特定製品を引き取る産業廃棄物処分業者等に対する都道府県知事の指導監督権限が法的に位置付けられることとなる。

廃棄物・リサイクル主管課の皆様におかれでは、こうした点も踏まえ、引き続き、フロン排出抑制法担当部局とも連携をお願いしたい。

5. おわりに

フロン排出抑制法に基づく規制事務の多くは都道府県に行って頂いている。また、フロン排出抑制法の所管については、自治体に応じて異なるが、一部の自治体においては廃棄物・リサイクル行政所管部局において御担当されている。建設リサイクル法所管部局・廃棄物・リサイクル行政主管部局においては、引き続きフロン排出抑制法所管部局との連携を図り、管理者や充填回収業者への指導・監督及び事業者からの照会、通報、相談等について、積極的に対応されることをお願いしたい。

<参考資料>

フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書概要

環境省は、平成 28 年度に、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書 H F C 改正をうけた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催した。

平成 29 年 3 月に取りまとめられた「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書（環境省、平成 29 年 3 月）」では、今後の方向性として、以下に示す項目が示された。

（1）上流対策

- ①モントリオール議定書 H F C 改正を受けた H F C の生産量の規制
- ②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及
- ③GWP の高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組み

（2）中・下流対策

- ①使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討
- ②管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証
- ③廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討
- ④充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証
- ⑤業務用冷凍空調機器の管理者を効果的に監督する仕組み
- ⑥指導監督体制の強化

（3）横断的事項

- ①経済的手法
- ②普及啓発
- ③その他

<参考資料>

「解体工事の際には、フロン類の回収をしなくてはなりません！」

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-kaitai.pdf